

和歌山県不登校対策に係る 有識者会議まとめ

平成28年7月

和歌山県不登校対策に係る有識者会議

目 次

I	和歌山県不登校対策に係る有識者会議の設置について	1
1	有識者会議設置の趣旨	1
2	長期欠席と不登校	1
II	有識者会議のまとめ	4
1	不登校を生まない学校づくり	6
2	未然防止の取り組み	10
3	早期発見・早期対応の取り組み	12
4	学校復帰支援の取り組み	14
	参考資料	17

I 和歌山県不登校対策に係る有識者会議の設置について

和歌山県教育委員会

1 有識者会議設置の趣旨

不登校は、学校教育における喫緊の大きな課題である。とりわけ、和歌山県は、不登校児童生徒の出現率が高水準で推移しており、文部科学省「平成26年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」の不登校に関する結果では、児童生徒1000人あたりの不登校児童生徒数は、小学校では全国平均3.9人に対し5.3人、中学校は27.6人に対し32.1人であり、全国に比べて極めて高い現状となっている。

このため、本県ではこれまでも、魅力ある学校づくり、集団づくり等による未然防止や早期発見、教育相談主事やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーによる早期対応や学校復帰に向けた取り組み等、不登校対策に取り組んできた。加えて、平成27年度には、すべての公立小中学校を対象に「累計5日以上欠席した児童生徒の個人状況・学校対応状況シート」を作成し、不登校の早期発見・早期対応に努めた。

しかしながら、不登校が学校教育の根幹に関わる最重要課題であるという認識に立ち、本県の不登校の現状に鑑みれば、より有効な対策を講じなければならないと判断した。このため、県内外の多方面の有識者による「和歌山県不登校対策に係る有識者会議」を設置し、不登校に関連する施策の現状と課題について協議いただくとともに、今後の学校内外における不登校を生まないための方策や、不登校児童生徒への支援及び学校復帰に向けた方策等について、具体的な提案をいただくことにした。

2 長期欠席と不登校

(1) 長期欠席の理由

文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」では、長期欠席（年度間に30日以上欠席。なお、欠席は連続である必要はない。）を、「病気」や「経済的理由」、「不登校」、「その他」に分類している。

なお、「病気」とは、心身の故障やけがなどで入院、通院、自宅療養のため欠席していることをさし、「経済的理由」とは、家計が苦しく教育費が出せない、本人が働いて家計を助けているなどの理由で学校を休んでいることをさす。また、「その他」とは、「病気」、「経済的理由」、「不登校」のいずれにも該当しない理由により長期欠席した者としている。

「病気」、「経済的理由」、あるいは「その他」については、重なって不登校となっていたり、これらの理由の一つが要因となって不登校となったりすることもあるため、不登校対策にあたっては、長期欠席全体を視野に入れて取り組むことが重要である。

(2) 不登校の定義

不登校は、「何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しない、あるいはしたくともできない状況にあること（ただし、病気や経済的な理由による者を除く。）」と定義されている。（文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」）

(3) 複雑に絡み合う様々な要因

学校を欠席しはじめるきっかけは、図のように複雑に絡み合っている場合が多い。

また、その他の要因として、近年の児童生徒の社会性等をめぐる課題や、核家族化、少子化、地域における人間関係の希薄化などによる家庭の孤立等についても指摘されている。

さらに、特別な配慮を必要とする児童生徒や、起立性調節障害の児童生徒が長期欠席に至る事例が少なくないとの指摘もあり、欠席しはじめるきっかけは多様化・複雑化している。

図



欠席しはじめる要因の参考例 県教育委員会作成

① 学校における人間関係、いじめ

女子生徒は真面目な学習態度で、不真面目な級友を注意することが多かった。このことに腹を立てた生徒がSNSを使って、女子生徒をからかったり無視したりするよう広めた。女子生徒に対するいじめは徐々にエスカレートし、その結果、女子生徒は登校を渋るようになり欠席が増えていった。

② 不安、いじめを除く友人関係をめぐる問題

友人に気を遣いながら学校生活を送っていた女子生徒は、ある日、別の学級の生徒から、女子生徒のことを友人が嫌がっているらしいとの話を聞いた。女子生徒は体調不良を訴え、登校しづらくなった。

③ 学校における人間関係、いじめを除く友人関係をめぐる問題

コミュニケーションをとることが苦手な女子児童は良好な友人関係を築くことが難しく、級友とトラブルになることが多かった。その結果、学級で孤立することが多くなり、欠席する日が増えた。

④ 不安、教員との関係をめぐる問題

ある児童は、授業中騒いでいた同じ学級の児童が廊下で担任から指導されている様子を見て、自分も叱られるのではないかという不安を強く感じ、登校を渋るようになった。

⑤ 不安、学業の不振

ある教科が苦手な児童は、徐々に授業についていけなくなってきた。学習内容の定着も不十分なままだったので、宿題等の家庭学習も自分一人ではできなかった。やがて、体調不良を訴え、保健室やトイレに行くなど、授業を避けるようになり、欠席しがちになった。

⑥ 不安、学業の不振・進路に係る不安・親子関係をめぐる問題

父は厳格な性格で、常々男子生徒に対し、「しっかりと勉強して、よい学校に行かないと社会人になってから苦勞する」と伝え続けていた。しかし、中学校3年生の夏休み以降、父親の期待に応えられないような成績になってからは、体調不良を訴えることが多くなってきた。

⑦ あそび・非行、学校のきまり等をめぐる問題

夏休み以降、頭髪や服装が乱れ始めた男子生徒に対して、教員は指導を繰り返していた。しかし、男子生徒の行動はますますエスカレートし、喫煙や深夜徘徊を繰り返すようになり、年上の少年の家に泊まるなどの生活を続け、登校しなくなっていた。

⑧ 学校における人間関係、クラブ活動、部活動等への不適応

7月に3年生が引退し、新チームの発表があり、女子生徒は1年生の中で1人だけレギュラーに選ばれた。この日から同級生が女子生徒を避けるようになり、2年生の口調も厳しくなった。女子生徒は部活動中に孤立することが多くなり、学校に遅刻、早退、欠席が増えていった。

⑨ 学校における人間関係、いじめ、入学・転編入・進級時の不適応

ある児童は転校した新しい学校の雰囲気になじめず、休み時間は一人で過ごすことが多かった。また、以前住んでいた地方の方言を理由にからかわれることが多く、遅刻、早退が増えていった。

⑩ スマホ依存・つながり依存

ある男子児童は、夜中にスマートフォンを使ってオンラインゲームをしたり、SNSに書き込みをしたりする生活が続いていた。その結果、生活のリズムが昼夜逆転した。また、様々な友人と夜中にSNSでつながっているため、学校に行くと友人と会う意味を見いだせなくなった。両親も無理に男子児童を登校させようとせず、遅刻や欠席が増えていった。

⑪ 起立性調節障害

中学校に進学後、男子生徒は、朝、ベッドから起き上がるのがつらい日が続いたので、病院で診察を受けた結果、起立性調節障害だと診断された。欠席した日は、家で勉強しようとするが、すぐにだるくなり吐き気も出る。薬を飲み続けているが、体調は改善されない。

⑫ 家庭環境（ケース1）

女子生徒の家は両親ともに仕事が続かず、収入がほとんど無いため、生活が苦しかった。子供が多いこともあり、年長者である女子生徒がアルバイトや家事全般をさせられているため欠席が増えていった。

⑬ 家庭環境（ケース2）

男子児童の両親は離婚し、母親に養育されることになったが、母親は家庭のことを何もせず、仕事もしないで毎日のように夜遅くまで家に戻ってこなかった。その結果、食生活を含めて男子児童の基本的な生活習慣が乱れていき、遅刻や欠席が増えていった。

Ⅱ 有識者会議のまとめ

和歌山県不登校対策に係る有識者会議

本来学校は、すべての児童生徒にとって楽しい「学びの場」であり、元来もっている好奇心や向学心を満たしてくれる魅力あるところでなければならない。また、様々な体験や仲間づくりの活動をとおして社会性を育み、将来にわたって自立し、夢や目的をもった大人へと成長していく準備をするところでもある。しかし、今日の学校では、社会や経済の変化に伴い、学校や家庭、地域社会も大きく変容する中、学校に登校できない児童生徒が増加している現状がある。

我々が不登校について議論するにあたって、不登校は特定の児童生徒に特有の問題があることによって起こるものではなく、どの児童生徒にも起こり得るものとして捉えることを前提とした。不登校の背景としては、本人・学校・家庭に関わる様々な要因が複雑に絡み合っている場合が多く、一人一人が抱えている現状が異なるということを認識することが必要である。

また、不登校とは、結果として学校に行けない状態になっているということであり、現状に苦しむ児童生徒とその保護者等に対して、その原因や方法のみを論ずるだけでは、決して解決は望めない。学校や家庭、地域社会が、不登校の児童生徒・保護者に寄り添い、その悩みや登校できない現状を共感して受け入れる姿勢をもつことが、児童生徒の自信を回復するために大切である。不登校の児童生徒にとって、自分を理解してくれる人との信頼関係をつくり上げていく過程そのものが、社会性や人間性を育むことにつながり、それが結果として、社会的な自立にむすびつき登校にも前向きになることが期待される。さらに、不登校の児童生徒が登校できるよう、学校や家庭、地域社会はその環境を整えることが重要である。加えて、不登校の児童生徒が自らの意志で学校に復帰することが望ましいが、児童生徒の実情に応じた登校への働きかけを行うことも必要である。

これらのことを共通認識した上で、本会議では、不登校を一義的に捉えるのではなく、児童生徒を取り巻く教育環境全体について考えなければならない教育的課題であると位置付けた。

本会議において、各委員が専門的な立場から「不登校を生まない教育環境、不登校予防のための教育環境」の実現のため、「楽しい学校づくり」、「わかる授業の工夫」、「学校長のリーダーシップ」、「ICTを活用した不登校児童生徒の学力保障」、「スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの拡充及びスーパーバイザーの設置」、「児童生徒を的確に捉えるアセスメントの重要性」、「欠席しがちな児童生徒の校種間を含む情報共有」、「定期的な欠席者対応会議の開催」、「(不登校児童生徒) 支援コーディネータ

一の設置」、「不登校に関する成功モデルの提示」、「不登校対策に特化したモデル校の設置」、「教育行政の果たすべき役割」、「特別支援教育の視点からの学校づくり」、「教員の資質向上及び児童生徒と向き合う時間の確保」、「体験活動の重要性」、「キャリア教育の必要性」、「不登校の児童生徒への復帰支援」、「学校・家庭・地域の連携」、「学校及び地域での居場所づくり」、「要保護児童対策地域協議会との連携」、「乳幼児健診時からの連携」、「医療機関との連携」等々、多岐にわたり議論を重ねた。

和歌山県教育委員会から不登校対策への提案を託された本会議では、これまでの取り組みの妥当性や新たに付加すべき点はないか等、様々な観点から吟味し、「不登校を生まない学校づくり」、「未然防止の取り組み」、「早期発見・早期対応の取り組み」、「学校復帰支援の取り組み」の各項目に整理した。

本提案が、和歌山県の不登校対策の施策に生かされ、和歌山県の学校、家庭、地域、関係機関等が力を結集して取り組まれることにより、すべての児童生徒が、学校で楽しく過ごし、一人一人が自信と誇りをもち、将来の夢と希望が実現できることを期待し、以下のとおり具体的なことについて提案する。また、和歌山県の取り組みが、全国に向けて発信され、参考となることを期待する。

1 不登校を生まない学校づくり

(1) わかる授業づくりと主体的・協働的な学びを保障すること

各教科等においては、個々の理解の状況や習熟の程度に応じた少人数指導や、板書の工夫、ICTの活用、主体的・協働的な学びの推進など、わかる授業づくりを行うことが重要である。また、一斉授業においても、教師と児童生徒の信頼関係のもと、個々との関わりを大切にしたい授業を行うことが重要である。

— (教員の指導力向上に向けた取り組み例) —

- ・授業力を向上させるための工夫として、優良な実践事例を収集し、校内研修や教員の自己研修で活用できるようDVD等を配付
- ・教員が互いに授業を参観し合う機会を設け、優れた取り組みを共有
- ・ICTの活用力向上に向けた校内研修の実施
- ・ねらいが明確な授業の実施 (ねらいと指導に応じた評価規準・評価計画の作成)
- ・生活に結び付ける意欲、好奇心、感情を揺さぶる授業の実施
- ・子供同士が協力し合って取り組む課題解決学習の実施

(2) 知る喜び、発見する楽しさのある学習を取り入れること

体験に結び付けた学習や、多方面に発展する学習など、子供たちに知る喜びや発見する楽しさのある学習を取り入れることも重要である。

— (体験に結び付けた学習の取り組み例) —

- ・教員免許を有する地域住民等を「町の先生」、「村の先生」として採用し、チームティーチングや放課後の補充学習等で活用
- ・地域の人材を活用した体験的な学習を、教科や総合的な学習の時間等で計画的に実施

(3) 学業不振に至った実態を適切に把握すること

学業不振で不登校となり、また、そのことが不登校を長引かせている要因となっているケースもあることから、学業不振となったきっかけや実態を適切に把握することが重要である。

(4) 児童生徒の学力を保障する補充学習を徹底すること

すべての児童生徒が授業を理解できる学力を身に付けるよう、教員は、個々の児童生徒の課題に応じた補充学習を徹底することが必要である。

— (補充学習への支援例) —

- ・退職教員や教員免許を有する地域住民、将来、教員を志望する大学生等の学習ボランティアの支援による補充学習の実施

(5) 将来への夢や目的をもてるようキャリア教育を行うこと

児童生徒が主体的かつ意欲的に登校するには、その学習内容が社会や自らの生活と接点や関わりがあることを実感させることが大切である。そのため、自らの生き方を考え、将来への夢や目的をもてるよう、地域や社会での体験活動等、創意工夫を凝らした教育を行うことが重要である。

(6) 教員の資質（子供を理解する力、適切に支援する力、子供・保護者の願いを受け止める力等）を向上すること

教員は、不登校児童生徒に係る理解を深め、適切に支援する力とともに、児童生徒及び保護者の信頼を得ることが重要であり、既存の研修に加え、関係機関での実習等をとおして、常に研鑽を積み重ねなければならない。

（研修例）

・既存の研修

教育相談研修講座、不登校対応研修講座、生徒指導研修講座、学級集団づくり研修講座

・支援コーディネーターの研修

各学校の不登校対策の中核となる支援コーディネーターを対象に、適応指導教室での実習や、児童相談所等の関係機関と連携した研修を実施

(7) 特別支援教育の視点からの校内体制づくり

各学校では、特別支援教育を推進するための校内委員会を設置し、発達障害を含む障害のある児童生徒の実態把握や支援方策の検討等が行われている。不登校の背景や要因の分析にあたっては、この校内委員会と連携し、児童生徒を多面的に理解し支援する校内体制づくりを行うことが必要である。

（特別支援教育の視点を取り入れた取り組み例）

・「どの子ども『わかる・できる』授業づくりのアイデア～特別支援教育の視点を取り入れた新しい授業実践集～」を活用した校内研修の実施

・欠席しがちな児童生徒の個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成

(8) 教員が子供と向き合う時間を確保すること

教員は、子供の変化やサインを敏感に察知し、早急に対応できるよう、きめ細かく子供の様子を見ることが重要であり、子供と向き合うことのできる時間を確保することが大切である。

そのため、校長は、形式的な会議や委員会を行わないことや、組織や業務の効率化を図り、教員の負担軽減に努めることが必要である。また、県や市町村教育委員会は、調査・報告書等の精選や簡素化を図るなど、学校への負担軽減に努めることが必要である。

— (子供と向き合う時間の確保に向けた取り組み例) —

- ・「子どもの安全・安心サポートマニュアル 見逃さないで！子どものSOS」を活用した校内研修の実施
- ・業務の整理・統合による教員の事務処理の軽減

(9) 校長のリーダーシップと学校づくり

・校長はリーダーシップを発揮すること

校長は、育てたい子供像や教育目標について教員や保護者・地域の共通理解を図るとともに、実効性のある具体的な教育計画を策定し、不登校に対して課題を共有してチーム体制で取り組める学校づくりを行うことが必要である。

・学校は子供たちにとって楽しい学びの場とすること

学校は、他者と関わりながら楽しく学ぶことをとおして、子供たちが社会性や集団生活の規律を身に付けることのできる場でもある。様々な教育活動を通じて、自分が大切にされている、認められていると実感できるような楽しい学びの場にしなければならない。

— (楽しい学びの場にするための取り組み例) —

- ・児童生徒が、授業中に自分の考えを主体的に発言したり、グループ等で助け合ったりしながら学習をすすめていく授業を実践
- ・学級活動（ホームルーム活動）や学校行事等に、児童生徒が積極的に参画

・みんなが生き生きとする学級（ホームルーム）集団をつくること

学級は、すべての教育活動の基盤であり、学級が安定することで、十分な教育効果が現れる。そのためには、教員は誠意と愛情をもって子供と向き合い、日々の研鑽を積みながら自らの力量を高め、望ましい学級集団をつくる必要がある。

— (学級集団（ホームルーム）集団づくりの取り組み例) —

- ・県が作成したリーフレット「みんな生き生き！学級集団づくり」を活用した校内研修を実施

・道徳教育を充実すること

「道徳」の授業や学級活動等において、和歌山県が作成した道徳読み物資料集等を活用して、計画的に児童生徒に自立した人間として他者とよりよく生きようとする道徳性を育み、学校の教育活動全体を通じて、児童生徒の自尊感情や自己肯定感を高めることが重要である。

・地域と連携した体験活動を充実させること

学習内容が社会との接点や関わりをもち、将来の社会的な自立を子供が実感するためには、学校外の多様な人材や関係機関の協力を得た体験活動が効果的である。社会総がかりで児童生徒を育む意識を醸成し、学びの充実を図るため、県が推進している「共育コミュニティ」をはじめ、地域とともにある学校づくりを進めなければならない。

（体験活動の充実に向けた取り組み例）

- ・地域の方々をゲストティーチャーとして招き、児童生徒が地域の伝統文化や行事等を学ぶ機会を設定
- ・児童生徒が、地域で働く方々と「将来の夢」をテーマに語り合ったり、地域の防災に係る行事等を合同で行ったりするなど、地域社会とのつながりを深める取り組みを実施

(10) 家庭、地域、関係機関等と一体となって取り組むこと

小・中・高等学校等、児童生徒の成長を見守る縦の連携と、教育委員会をはじめ、適応指導教室、児童相談所、警察、病院、要保護児童対策地域協議会^{*}等、児童生徒を支援する関係機関との横の連携を強めなければならない。

（連携した取り組みの活動例）

- ・欠席しがちな児童生徒に対して、担任及び関係教員等が、家庭訪問を行ったり、保護者と連絡をとったりしながら、児童生徒の状況を共有
- ・中学校区内での小中学校連携会議や高等学校との定期的な情報交換
- ・管理職や支援コーディネーターによる、民生・児童委員や青少年補導委員、児童相談所や警察等の関係機関への訪問と情報共有
- ・要保護児童対策地域協議会における情報共有と児童生徒の状況改善に向けての協議

※要保護児童対策地域協議会

虐待を受けた子どもを始めとする要保護児童等の早期発見及び適切な支援を図るために、福祉機関、保健機関、教育機関、医療機関等の関係機関が連携を図り、要保護児童等に関する情報や考え方を共有し、支援の内容を具体的に協議する場。

2 未然防止の取り組み

(1) 「児童生徒理解・教育支援シート(仮称)」を学校間で共有し、切れ目ない支援を行うこと

欠席しがちな児童生徒の状況や具体的な支援の内容、ケース会議の内容等を記した「児童生徒理解・教育支援シート(仮称)」を、進学する学校(転編入も含む。)に引き継ぎ、切れ目のない支援を行う。

(2) スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの拡充及びスーパーバイザーを設置すること

不登校に係る未然防止から学校復帰支援の各段階で、子供の内面と環境に働きかけるこれら専門家の支援は欠かせない。行政はこうした教育相談体制を拡充し、学校の教育力を高める必要がある。また、不登校の出現率が高い学校には、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの常設も検討しなければならない。

また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーのスーパーバイザー制を導入し、経験豊富なスーパーバイザーがスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを支援・指導できる体制を整備する必要がある。

さらに、人材が不足しているスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの育成について、関係機関と連携しながら進める必要がある。

(3) すべての教員が受講する「不登校に特化した研修」を実施すること

効果的な支援を行うためには、一人一人の子供に対してどのような支援が適切かを見立てる(アセスメントを行う)ことが必要である。そのため、すべての教員が不登校に関する事例を学び、子供を理解した上で、こうした力を高められるよう、様々な形態で研修を実施することが必要である。

(研修例)

- ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーと教員による事例検討研修の実施
- ・学級集団の状況を客観的に分析し、集団の力を高めるための研修の実施

(4) 不登校に関する取り組みの成功モデルを提示すること

不登校を生まない、不登校を予防する環境づくりを実践している学校をモデルにするなど、不登校対策に係る効果的な施策や実践事例等の情報を収集・共有し、県内に広めていくことが重要である。

— (不登校対策に係る効果的な施策や実践事例) —

- ・魅力ある学校づくりを推進するモデル校の設置
- ・学校間や校種を超えた情報交換会議等、積極的な連携の推進
- ・ICTを活用した効果的な学習支援の研究と好事例の普及
- ・児童生徒の知的好奇心を刺激する授業づくりに向けた研究

(5) 幼稚園・保育所・認定こども園と小学校との円滑な接続を行うこと

子供の様子（得意なこと・苦手なこと、人間関係）、保護者に対する子育て支援、地域での関係機関との関わり等について定期的・計画的に情報を共有することが大切である。また、小学校入学後の子供の育ち（気になる行動、保護者の関わり等）についても情報を共有することが重要である。

— (円滑な接続に向けた取り組み例) —

- ・小学校区での小学校、幼稚園・保育所・認定こども園による連携会議を定期的
に開催
- ・連携会議には、管理職、関係教員に加え、スクールカウンセラー、スクールソ
ーシャルワーカー及び福祉関係職員等も参加

(6) 基本的な生活習慣を確立する取り組みを進めること

子供が生き生きとした学校生活を送るためには、基本的な生活習慣の確立が不可欠である。基本的な生活習慣の乱れが、学習意欲や体力、気力の低下の要因の一つとして指摘されていることから、「早ね・早おき・朝ごはん」の徹底等の取り組みを充実させることが必要である。

— (基本的な生活習慣の確立に向けた取り組み例) —

- ・ガイドブック「やっぱり大切！ 早ね・早おき・朝ごはん！」を小学校に入学
する児童の保護者に配付
- ・「早ね・早おき・朝ごはん」の大切さについて、幼児や児童及び保護者等に周知

3 早期発見・早期対応の取り組み

(1) 「累計5日以上欠席した児童生徒の個人状況・学校対応状況シート」を積極的に活用すること

学校、市町村教育委員会、教育支援事務所が欠席しがちな子供の状況を、「累計5日以上欠席した児童生徒の個人状況・学校対応状況シート」等によって把握・共有し、不登校の早期発見・早期対応に積極的に取り組むことが重要である。

(2) すべての教員が不登校に取り組む実践資料（マニュアル）を活用すること

県教育委員会は、すべての教員が活用できる実践資料（マニュアル）を作成する必要がある。教員はこれを活用し、不登校についての正しい理解と対応を共有し、共通認識に基づいて取り組むことが大切である。

（実践資料（マニュアル）掲載内容）

- ・ 不登校の背景や要因を把握することについて
- ・ 正確なアセスメント*について
- ・ 個々の要因に応じた支援の方法について
- ・ チーム支援のための体制づくりについて

※アセスメント

児童生徒の問題・課題を表面的にみるのではなく、子供を取り巻く環境、心理や発達の視点等から、総合的・多面的に判断し、見立てること。

(3) 不登校に対して機能する組織づくり

・ 担任だけでなく、チームで取り組む組織をつくること

担任一人に任せるのではなく、校長のリーダーシップのもと、心理の専門家であるスクールカウンセラー、福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカー等や関係機関等の参画も得ながら、チームで取り組む組織づくりを行わなければならない。

・ 支援コーディネーターの役割を明確化すること

不登校対策に係る計画の策定、組織の編成と連絡調整、不登校児童生徒の状況や今後の取り組み等を記載する「児童生徒理解・教育支援シート（仮称）」の取りまとめ、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等との連携の要となる教員を支援コーディネーターとして明確に位置付けることが必要である。

（支援コーディネーターの活動例）

- ・ ケース会議*等の運営
- ・ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー及び関係機関等の連絡・調整

※ケース会議

児童生徒の状況を適切に把握し、継続的・組織的に支援するため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、関係する教員等で児童生徒の支援方法を協議する会議。

(4) 的確なアセスメントを行い、学校のケース会議を充実すること

スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等や教育支援事務所に配置している教育相談主事を活用し、ケース会議を定期的にもち、適切なアセスメントを行い、不登校児童生徒への支援を組織的・計画的に行うことが重要である。

— (ケース会議での内容例) —

- ・ 具体的な不登校支援策の決定に向けた協議と短期的・長期的な見通しの設定
- ・ 変化の見取りによる定期的な支援の評価や見直しの検討

(5) 登校支援等を行う児童生徒支援員(仮称)を配置すること

個々の児童生徒に合った支援計画に基づき、その児童生徒の登校を促したり、登校後の支援が必要な場合に対応したりする児童生徒支援員(仮称)を学校に配置するなどの人的措置を講じることが必要である。児童生徒支援員(仮称)の役割として、児童生徒の登校時の声かけや、家庭訪問、教室に入れない児童生徒の対応等をサポートする。

(6) 児童相談所、医療機関等との連絡相談を密にし、欠席しがちな児童生徒への組織的・計画的な支援体制を整備すること

・ 児童相談所等との連携

児童生徒のみならず、家庭への適切な働きかけや支援を行うため、学校と児童相談所等の福祉機関とが連携し、児童生徒や家庭の実態に応じた支援策を実施していく必要がある。その際、学校・福祉機関をつなぐスクールソーシャルワーカーを拡充することが必要である。

・ 医療機関等との連携

欠席しがちな児童生徒の中には、自律神経のリズムの乱れによる起立性調節障害等が起因している場合もあるため、心身の健康状態について正確に把握し対応する必要がある。医療機関の受診状況を確認し、配慮事項について保護者と共有するとともに、必要に応じて保護者の承諾を得て、対応や支援について相談するなど、医療機関と連携した支援体制を整備しなければならない。

— (医療機関等との連携例) —

- ・ 乳幼児検診等での関わりをもつ保健師、幼稚園・小学校・中学校の教員による連携会議の開催
- ・ 医療機関と連携したケース会議の実施

4 学校復帰支援の取り組み

(1) 組織的な対応

学校への復帰の支援の取り組みにおいては、児童生徒に対しどのように対応したらよいかは様々なケースがあるため、実践資料（マニュアル）の活用、スクールカウンセラー等の活用や、ケース会議を開催し、組織的に対応することが重要である。

（対応例）

- ・すべての教員が不登校に取り組む実践資料（マニュアル）を活用すること【再掲 P. 12】
- ・不登校に対して機能する組織づくり【再掲 P. 12】
担任だけでなく、チームで取り組む組織をつくること
支援コーディネーターの役割を明確化すること
- ・的確なアセスメントを行い、学校のケース会議を充実すること【再掲 P. 13】
- ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの拡充及びスーパーバイザーを設置すること【再掲 P. 10】

(2) 不登校児童生徒の学力保障を支援すること

不登校児童生徒の学力を保障することは、学校へ復帰する際の安心感につながることから、学習支援の体制を確立することが必要である。

（支援例）

- ・適応指導教室の拡充と学力補充の充実
- ・教育委員会ホームページでの、教科書に準じた問題集及び解答例の提示
- ・退職教員等による電話での学習相談
- ・インターネットによる学力向上に係る動画の配信

(3) 不登校傾向の児童生徒や学校復帰時の校内での居場所として、保健室や相談室等の環境を整備すること

安心感や信頼感を得て教室に戻る準備ができる居場所として、保健室や相談室が果たす役割は大きい。その居場所としての保健室や相談室等の環境整備とともに、養護教諭等の資質向上や安定して関わることのできる児童生徒支援員（仮称）等の拡充を図ることが必要である。

(4) 家庭教育支援チーム等による相談対応や訪問型支援等を推進すること

家庭の教育力の向上を図るため、家庭教育支援チーム等を育成・支援し、身近な地域において保護者が気軽に相談できる環境づくりや、情報や学習機会の提供等、地域全体で家庭教育を支えていくことが必要である。

— (家庭教育支援チームの活動例) —

- ・子育て中の保護者と子育て支援者等が共に子育てについて語り合い、つながりを深める機会を定期的に設定
- ・市町村と連携して各家庭に直接訪問し、個々の課題に応じて支援するための訪問型家庭教育支援事業を推進

(5) すべての市町村に適応指導教室を設置すること

適応指導教室（学習の援助をしながら本籍校に復帰できることを目標に運営している教室）は、学校と連携して学校に登校しづらい児童生徒の家庭へ訪問支援を行ったり、「児童生徒理解・教育支援シート（仮称）」による適切な見立てを行ったりするなど、不登校児童生徒の支援の中核となる役割を果たすことから、すべての市町村に設置することが必要である。

— (適応指導教室の活動例) —

- ・学校や他機関と連携して学校に登校しづらい児童生徒の家庭へ訪問支援の実施
- ・「児童生徒理解・教育支援シート（仮称）」をもとにして、学校と協力した児童生徒一人一人に合った適切な見立て
- ・学校と協力した不登校児童生徒の保護者に対しての適切な助言・支援

(6) 適応指導教室への通所や学校への登校支援を行う児童生徒支援員（仮称）を配置すること

学校と連携して、引きこもり傾向のある児童生徒等に対して、家庭を訪問し、適応指導教室への通所や学校への登校支援を行ったり、適応指導教室に通所している児童生徒に学校への登校支援を行ったりする児童生徒支援員（仮称）を人的措置として配置することが必要である。

— (児童生徒支援員（仮称）の役割例) —

- ・学校と連携した引きこもり傾向のある児童生徒に対しての家庭訪問
- ・適応指導教室に通所している児童生徒に対しての学校への登校支援

(7) 教育センター学びの丘、教育支援事務所の活用を進めること

不登校の出現率が高い状態で推移している学校には、教育センター学びの丘や教育支援事務所の教育相談主事・指導主事を派遣し、学校の課題の分析や必要な取り組みについてアドバイスを行うなど課題解決に取り組むことが必要である。

(8) 多様な学びの場の活用を検討すること

学校、家庭、地域、関係機関等が一体となって不登校児童生徒の学校への復帰を支援することは大切である。しかし、児童生徒の状況により、環境を変えることが望ましいと考えられる場合は、他の学校やフリースクール等に移ることも考えられる。ただし、その場合、関係者で十分協議する必要がある、安易な選択となつてはならない。

(9) 不登校生徒に対応できる高等学校の拡充を検討すること

高等学校進学にあたっては、生徒の能力、適性、興味や関心等に応じた適切な進路指導が重要である。また、特色ある魅力的な高等学校づくりに努めるとともに、転編入も含め、不登校経験のある生徒の受け入れに柔軟な高等学校を拡充することも検討する必要がある。

(10) 高等学校中退者の継続支援体制を構築すること

高等学校中退者については、学校、教育委員会、県市町村の福祉・労働部局、ハローワーク、地域若者サポートステーション等が連携して、中退後も就労や再度の就学につなぐ支援を行う体制の構築を促進する必要がある。

(支援体制の例)

- ・高等学校での学び直しを支援するための情報を高等学校中退者に提供
- ・課題を抱えた生徒の情報を高等学校在学中からサポートステーションと共有
- ・求人情報を常時ハローワークと学校が共有し、適時に適切な情報提供

(11) 社会全体で支えること

不登校の対策については、画一的に不登校像を安易に描いて論じてはならない。一人一人の不登校に至った状況を受け入れ、子供にとって何が最善であるかという視点に立って考えなければならない。県はもとより、学校関係者、家庭、地域、関係機関など子供に関わるすべての大人は力を結集し、不登校児童生徒の将来の社会的自立を目指し、社会総がかりで不断の取り組みを進めていくことを求めたい。

(取り組み例)

- ・共育コミュニティの活用
「共育コミュニティ」とは、中学校区等の学校、保護者、地域住民が集まり、子供を中心として願いを共有し、地域ぐるみで子供たちの豊かな育ちや学びを支える本県で進めている取り組みである。なお、「共育」とは、「子供も大人も共に育ち、育て合う」という願いを込めてつくった言葉である。
- ・子供の居場所づくり
放課後や休日に、公民館等を利用した居場所をつくり、地域住民とふれあう中で、子供の社会性の伸長や学習習慣の定着を支援するとともに、子供を見守る環境をつくる。

参 考 資 料

資料 1

文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」結果から 17

資料 2

和歌山県が平成27年度から実施している 18
「累計5日以上欠席した児童生徒の個人状況・学校対応状況シート」

資料 3

国の不登校に関する調査研究協力者会議で提案している 20
「児童生徒理解・教育支援シート（試案）」

和歌山県不登校対策に係る有識者会議委員 名簿 24
和歌山県不登校対策に係る有識者会議経過

資料 1

文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」
結果から

1 不登校出現率の推移（平成24～26年度）

国・公・私立学校の数値（人）

小学校	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	不登校児童数	1,000人あたりの 不登校児童数	不登校児童数	1,000人あたりの 不登校児童数	不登校児童数	1,000人あたりの 不登校児童数
本 県	220	4.2	254	5.0	260	5.3
全 国	21,243	3.1	24,175	3.6	25,866	3.9

中学校	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	不登校生徒数	1,000人あたりの 不登校生徒数	不登校生徒数	1,000人あたりの 不登校生徒数	不登校生徒数	1,000人あたりの 不登校生徒数
本 県	825	27.8	864	29.6	917	32.1
全 国	91,446	25.6	95,442	26.9	97,036	27.6

高等学校	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	不登校生徒数	1,000人あたりの 不登校児童数	不登校生徒数	1,000人あたりの 不登校児童数	不登校生徒数	1,000人あたりの 不登校児童数
本 県	428	14.7	483	16.9	489	17.2
全 国	57,664	17.2	55,655	16.7	53,156	15.9

2 不登校になったきっかけと考えられる状況（平成26年度）

本県は公立学校、全国は国・公・私立学校の結果

		1位	2位	3位
小学校	本 県	不安など情緒的混乱	無気力	その他
	全 国	不安など情緒的混乱	無気力	親子関係をめぐる問題
中学校	本 県	無気力	不安など情緒的混乱	その他本人に関わる問題
	全 国	不安など情緒的混乱	無気力	いじめを除く友人関係をめぐる問題
高等学校	本 県	無気力	不安など情緒的混乱	あそび・非行
	全 国	無気力	不安など情緒的混乱	あそび・非行

※ 「不登校になったきっかけと考えられる状況」の調査項目は、「いじめ」、「いじめを除く友人関係をめぐる問題」、「教職員との関係をめぐる問題」、「学業の不振」、「進路にかかる不安」、「クラブ活動、部活動等への不適応」、「学校のきまり等をめぐる問題」、「入学、転編入学、進級時の不適応」、「家庭の生活環境の急激な変化」、「親子関係をめぐる問題」、「家庭内の不和」、「病気による欠席」、「あそび・非行」、「無気力」、「不安など情緒的混乱」、「意図的な拒否」、「病気による欠席から意図的な拒否までのいずれにも該当しない、本人に関わる問題」、「その他」、「不明」のうちから、考えられるものをすべて選択し回答している。

資料2

和歌山県が平成27年度から実施している

「累計5日以上欠席した児童生徒の個人状況・学校対応状況シート」

作成日	
学校名	
校長氏名	

市町村名		学校名		年度		整理番号	
児童生徒氏名	性別	学年	組	出身小学校		進学予定中学校名	

1 児童生徒について

(いつ頃から、どのような理由で休み始めたのか。当該児童生徒の保護者は、休み始めた子どもをどのように見ているのか。学校として、当該児童生徒に対してどのような対応をしようと思ったのかなどについて簡潔に記入)

--

2 前年度までの欠席状況

学年	小学1年	小学2年	小学3年	小学4年	小学5年	小学6年	中学1年	中学2年	※本年度以降の欄は空白
欠席日数									

3 本年度の月別欠席日数等 *不登校にあてはまると考えられる欠席の合計日数が累積5日に達した児童生徒の状況

※枠内に実数を記入	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	備考
欠席日数													0	
うち不登校による欠席*													0	※学校基本調査の「不登校」による欠席
別室登校日数													0	※部分的な別室登校も含める。
遅刻日数													0	
早退日数													0	
適応指導教室通室日数													0	

4 学校の対応状況

月/日 (記入日)	学校の取組状況と当該児童生徒の様子(特徴な状況を簡潔に記入)

資料3

国の不登校に関する調査研究協力者会議で提案している

「児童生徒理解・教育支援シート（試案）」

取扱注意

児童生徒理解・教育支援シート（試案）

学校名

名前

分類番号

資料3

国の不登校に関する調査研究協力者会議で提案している

「児童生徒理解・教育支援シート（試案）」

児童生徒理解・教育支援シート(共通シート)

作成日

作成者

名前	性別	生年月日

○学年別欠席日数等

学年	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3	高1	高2	高3	高4
出席しなければならない日数													
出席日数													
別室登校													
遅刻													
早退													
欠席日数													
指導要録上の出席扱い													
①教育支援センター													
②教育委員会所管の機関(①除く。)													
③児童相談所・福祉事務所													
④保健所、精神保健福祉センター													
⑤病院、診療所													
⑥民間団体、民間施設													
⑦その他の機関等													
⑧IT等の活用													

○支援を継続する上での基本的な情報

特記事項(本人の強み、アセスメントの情報等)

○家族関係

特記事項(生育歴、本人を取り巻く状況(家族の状況も含む。)、作成日以降の変化等)

備考欄

資料3

国の不登校に関する調査研究協力者会議で提案している

「児童生徒理解・教育支援シート（試案）」

児童生徒理解・教育支援シート(学年別 シート)

作成日 _____ 年 月 日
 担任名 _____
 管理職名 _____

名前	性別	学校名	学年	学級

○支援チーム(校内・校外)

○月別欠席状況等

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
出席しなければならない日数													
出席日数													
別室登校													
遅刻													
早退													
欠席日数													
指導要録上の出席扱い													
①教育支援センター													
②教育委員会所管の機関(①除く。)													
③児童相談所・福祉事務所													
④保健所、精神保健福祉センター													
⑤病院、診療所													
⑥民間団体、民間施設													
⑦その他の機関等													
⑧IT等の活用													

○不登校(継続)の理由

○本人の状況・意向

1学期	2学期	3学期

○保護者の状況・意向

1学期	2学期	3学期

○具体的な支援方針

	目標	具体的な支援内容		経過・評価
		学校	関係機関	
1学期				
2学期				
3学期				

○次年度への引継事項(支援・指導の参考となるエピソード等も含め、多様な視点で記入)

資料3

国の不登校に関する調査研究協力者会議で提案している

「児童生徒理解・教育支援シート（試案）」

児童生徒理解・教育支援シート(ケース会議・検討会等記録)		
名前	日付 参加者・機関名	
○本人の意向		
○保護者の意向		
○関係機関からの情報		
○支援状況		
支援目標		
機関・分掌ごとの役割分担	短期目標	経過・評価
○確認・同意事項		
○特記事項		

和歌山県不登校対策に係る有識者会議委員

氏 名	所 属 等
森田 洋司 (座長)	鳴門教育大学特任教授 大阪市立大学名誉教授 大阪樟蔭女子大学名誉教授 文部科学省「不登校に関する調査研究協力者会議」座長
桑原 義登 (副座長)	相愛大学名誉教授 臨床心理士
野井 和重	第一電機設備工業株式会社代表取締役
野田 正人	立命館大学大学院教授 社会福祉士 臨床心理士 文部科学省「不登校に関する調査研究協力者会議」副座長
林堂 自代	「登校拒否・ひきこもりの子ども・青年をもつ和歌山県親の会」代表 NPO法人レインボーハウス理事長
堀 真一郎	学校法人きのくに子どもの村学園理事長
柳川 敏彦	和歌山県立医科大学教授 小児科医
山上 範子	学校法人りら創造芸術学園 りら創造芸術高等学校校長

和歌山県不登校対策に係る有識者会議経過

- 第1回 平成27年12月 4日 (金) 10:00～12:00
- 第2回 平成28年 1月29日 (金) 10:00～12:00
- 第3回 平成28年 3月16日 (水) 14:00～16:00
- 第4回 平成28年 4月27日 (水) 10:00～12:00
- 第5回 平成28年 6月 2日 (木) 15:00～16:30